

別紙

根拠法令・条項

(1) 審査基準

ア 審査基準を改定したもの

国際競技に参加する外国人に対する所持許可（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号以下「法」という。）第6条第1項）

イ 法令の定めへの追加等

射撃練習を行う資格の認定（法第9条の10第2項）

ウ 条ずれの措置

（ア） 許可証の書換え又は再交付（法第7条第2項）

（イ） 猟銃又は空気銃の許可の更新（法第7条の3第1項）

（ウ） 射撃指導員の指定（法第9条の3第1項）

（エ） 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付（法第9条の13第3項）

（オ） 年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付（法第9条の14第3項）

エ 引用する法律の名称変更に伴う措置

射撃指導員の指定（法第9条の3第1項）

(2) 処分基準

ア 処分基準を改定したもの

（ア） 練習射撃指導員の解任の命令（法第9条の9第2項）

（イ） 射撃指導員の許可の取消し（法第11条第6項）

イ 条ずれの措置

（ア） 射撃指導員の指定の解除（法第9条の3第2項）

（イ） 教習資格の認定の取消し（法第9条の5第3項）

（ウ） 練習資格の認定の取消し（法第9条の10第3項）

ウ 引用する法律の名称変更に伴う措置

射撃指導員の指定の解除（法第9条の3第2項）